

中野区教育委員会会議録 平成23年第7回定例会

○開会日 平成23年3月4日(金)

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前10時00分

○閉 会 午前11時05分

○出席委員(5名)

中野区教育委員会委員長	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会委員長職務代理	山 田 正 興
中野区教育委員会委員	高 木 明 郎
中野区教育委員会委員	大 島 やよい
中野区教育委員会教育長	田 辺 裕 子

○出席した事務局職員(7名)

教育委員会事務局次長	合 川 昭
副参事(教育経営担当)	白 土 純
副参事(学校再編担当)	吉 村 恒 治
副参事(学校教育担当)	古 屋 勉
指導室長	喜 名 朝 博
副参事(生涯学習担当)	飯 塚 太 郎
中央図書館長(統括)	小谷松 弘 市

○担当書記

教育経営分野	落 合 麻理子
教育経営分野	仲 谷 陽 兵

○会議録署名委員

委員長	飛鳥馬 健 次
教育長	田 辺 裕 子

○傍聴者数 2人

○議事日程

[議決案件]

日程第1 第12号議案 中野区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

日程第2 第13号議案 中野区立教育センター条例施行規則の一部を改正する規則

日程第3 第14号議案 教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

日程第4 第15号議案 平成23年度使用教科用図書（一般図書）の採択について

[報告事項]

(1) 委員長、委員、教育長報告事項

- ・ 2/28 学校保健医会について
- ・ 2/28・3/1 初心者パソコン教室について
- ・ 3/2 HTLV-1母子感染予防対策研修会について

(2) 事務局報告事項

- ①学校統合委員会の検討状況について（学校再編担当）
- ②第九中学校・中央中学校統合新校校舎建築基本設計について（学校再編担当）
- ③歴史民俗資料館運營業務委託事業者の選定結果について（生涯学習担当）
- ④（仮称）中野区地域スポーツクラブの設立について（生涯学習担当）

中野区 教育委員会
第7回定例会
(平成23年3月4日)

午前10時00分開会

飛鳥馬委員長

おはようございます。

ただいまから教育委員会第7回定例会を開会いたします。

本日の出席状況は、全員出席でございます。

本日の会議録署名委員は、教育長にお願いします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

それでは、日程に入ります

<日程第1>

飛鳥馬委員長

日程第1、第12号議案「中野区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

議案の説明をお願いします。

指導室長

それでは、第12号議案「中野区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明申し上げます。

学校教育法及び学校教育法施行規則の改正に伴いまして、学校評価について規定するもの、さらに、幼稚園教職員の新たな職を設置いたしましたので、それに伴う整備ということでございます。

それでは、おめくりいただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第11条の7に新たに「学校評価」の項を設けるものでございます。第1に、学校経営計画の策定とそれに基づく自己評価を入れてございます。第2点目といたしまして、学校関係者評価の規定を入れてございます。3点目は、この学校関係者評価の公表の努力義務ということでございます。4点目は、学校計画並びに自己評価、学校関係者評価の結果を委員会に報告するというものでございます。第5項は、学校評価に関する必要な事項は委員会が別に定めるというもので、様式等を定めるということでございます。

それから、幼稚園の新たな職に伴うものといたしまして、準用規定の第24条の中に第6条の4をつけ加えます。これは、小学校、中学校に現在おります主任教諭の規定を幼稚園にも準用するものでございます。また、これまで「教頭」という職名でございましたけれども、新たな職の設置に伴いまして、4月1日より「副園長」という職になりますので、

「副校長」を「副園長」と読みかえるということにいたします。

ご説明は以上でございます。

飛鳥馬委員長

それでは、ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いします。いかがでしょうか。

では、私のほうから最初によろしいですか。

第1条から「学校評価」というのが入ったという説明がございました。学校評価はいろいろあります。今までも何年かそれぞれのところでやってきておると思いますが、それは事務的にはどんな状況だったか。こういう法制化はなくても、区教委に出したか、都教委まで報告がいつているとか、何かその辺のところの違いはどうでしょうか。

指導室長

これまでも学校は、学校評価ということでやっておりました。ただ、それはいわゆる学校計画の評価ということではなくて、年度末反省という形で行われていたものでございます。その結果については、教育課程の受理に際しまして、来年度の教育課程に向けてということで、結果だけは私ども教育委員会として受けてございました。都教委に報告するか、そういうことはございません。

飛鳥馬委員長

そうですか。

そうしますと、指導室としては、中野区教育委員会としましては、その学校評価に基づいた新年度の教育計画がつくられると。各学校ごとになりますけれども。というところに焦点を当てて見るということになるのでしょうか。

指導室長

そのとおりでございます。

飛鳥馬委員長

ほかはいかがでしょう。

山田委員

今の委員長のご発言と少し重なるのですけれども、4番の事項で、学校経営計画並びに自己評価及び学校関係者の評価を踏まえて委員会に報告するということから、各学校のそれなりの評価がここで出てくるであろうということですが、これをもとにして、今度は、先ほど委員長がお話しされたように、中野区の教育委員会としての評価をどのように

位置づけるか、この辺についてはいかがでしょうか。

指導室長

学校経営計画の進捗状況の評価ということが報告をされるわけでございますけれども、そこから各学校の課題が見えてまいりますので、それを次年度、支援していく、または施策に反映するというを考えております。

委員長

ほかはどうでしょうか。

高木委員

準用規定の第24条のところは第11条の6までになっておりますが、今回改正の第11条の7は準用しないということだと、幼稚園については学校評価は規定しないという理解でよろしいのでしょうか。

指導室長

特にこの中では規定をしてございませんけれども、これまでは行われておりますので、今までどおり実施をしていく予定でおります。

高木委員

この規定で幼稚園を除外した理由というのは何か特段あるのでしょうか。

指導室長

学校教育法に書かれているところは、義務教育のところでは述べられているので、特段学校教育法の改正に伴って、幼稚園も全く同じようにしなければいけないということがないということでございます。

飛鳥馬委員長

ほかはどうでしょうか。

大島委員

今回の条例のことに直接関係はないかもしれませんが、こういう自己評価とか関係者評価の結果というのが、例えば校長先生とか副校長先生、あるいは教員の方の査定みたいなもの、先生方への評価みたいなこととは関係あるのでしょうか、ないのでしょうか。

指導室長

教育管理職が業績評価に伴う自己申告をいたします。それには当然、校長の学校経営計画とリンクいたしますので、学校経営計画の進捗状況イコール、その先生の自己申告とい

うところにもなっておりまいます。ただ、その評価が低いから、そのまま成績率に反映するというものではございません。

飛鳥馬委員長

ほかはどうでしょうか。

山田委員

もう1点確認しますが、学校経営計画というものの策定というのは、時期はいつぐらいになりますか。というのは、4月に異動がございますね。そういったことでお尋ねしたいのですけれども。

指導室長

当初、学校の運営に関して、学校長が教職員に示すのが4月でございますので、その後、我々にご提出いただくのは、校長の自己申告、当初申告がございますが、そのときに間に合わせるということで、5月というふうを考えております。

飛鳥馬委員長

ほかはどうでしょう。

大島委員からちょっと話のありました、校長においては自己評価イコール学校評価というふうを考えてよろしいのかどうか。今まで自己評価で出していたわけですが、それイコール……。この文章で言うと、上から4行目のところに、「自ら評価（以下『自己評価』という。）」と書いてありますので、イコールでよろしいのかどうか。別に校長先生の自己評価があるのかどうか。どうでしょうか。

指導室長

学校経営計画の中に評価項目がございます。大きな目標を立てて、それに伴ってどういうことをしていくか。その成果指標ですとか、達成の状況を判断するものがございます。それを蓄積して自己評価をするということになります。当然、その中には、教職員それぞれの取り組みも反映されるということでございます。

飛鳥馬委員長

ほかはどうでしょう。よろしいでしょうか。

ほかに質疑がないようですので、挙手の方法によって採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第12号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

飛鳥馬委員長

全員賛成ですので、原案どおり決定をいたします。

<日程第2>

飛鳥馬委員長

それでは、日程第2、第13号議案「中野区立教育センター条例施行規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

議案の説明をお願いします。

指導室長

それでは、第13号議案「中野区立教育センター条例施行規則の一部を改正する規則」についてご説明申し上げます。

これは、教育センターの利用時間の変更に伴いまして、関係規則の変更及び様式の整備を行うものでございます。別添で新旧対照表をご用意してございますので、それをごらんいただきたいと存じます。

施行規則の第9条に關係する別表ということで、1枚めくっていただきますと別表が出てまいります。視聴覚室及び研修室の現行の利用時間は午前9時から午後10時までとなっておりますが、利用時間を午前9時から午後5時まで、夜間開放をやめるということでこのように規定をいたします。それに伴いまして各様式もあわせて変更いたします。

ご説明は以上でございます。

飛鳥馬委員長

それでは、ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いします。

大島委員

午後10時までを5時までにしたということの理由のご説明をもう一度お願いします。

指導室長

利用実績が、全くないというわけではございませんけれども、少ないです。また、ほかの施設でも代替できるという条件がございますので、夜間開放を中止するというところでございます。

飛鳥馬委員長

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

質疑がございませんでしたら、質疑を終結いたします。

それでは、挙手の方法によって採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第13号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

飛鳥馬委員長

全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。

<日程第3>

飛鳥馬委員長

次に、日程第3、第14号議案「教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

議案の説明をお願いします。

副参事（教育経営担当）

それでは、第14号議案についてご説明をいたします。

本規則の改正は、本年2月4日の定例会で、第7号議案「教育委員会の権限に属する事務の補助執行及び区長の権限に属する事務の委任の解除について」を議決したことに伴いまして、教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関して必要な改正を行うとともに、補助執行に係る事業の廃止に伴い、必要な改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表をごらんください。右の現行の欄、第1条第2号の下線部、「子どもに関する社会教育事業の一部」については、既に補助執行の対象となった事業が廃止されていることから削除するものでございます。

続いて、左の改正案の欄をごらんいただきたいと思います。さきにご議決をいただいた区長部局の職員に補助執行させる事務を、文化財の保護に関する事務、社会教育に関する事務、教育財産の管理に関する事務の三つに大別いたしまして、現行の第3号「教育財産の使用許可に関する事務（旧中野区立東中野小学校に係るものの一部に限る。）」を、改正案の第3号のとおり、「文化財の保護に関する事務」に改めるとともに、第4号、社会教育に関する事務、第5号、教育財産の管理に関する事務を追加する改正を行うものでございます。

なお、現行第3号は、第5号アとして規定してございます。

この一部改正規則の施行時期は、平成23年4月1日でございます。ご説明は以上でございます。

飛鳥馬委員長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いします。

高木委員

第1条第4号ですか、「社会教育に関する事務のうち次に掲げるもの」とありますが、そうしますと、教育委員会の事務として残るものというのは具体的には何があるのでしょうか。

副参事（生涯学習担当）

社会教育関係で残る事務というのは、図書館などは残るということになります。

副参事（教育経営担当）

具体的な事務の執行に関しては、ここに掲げてございますように、補助執行するということでございますけれども、執行元ということと言いますと、知的資産分野に生涯学習支援という事務がございますので、そこが執行元になって、実際には健康福祉部のほうで補助執行していくということでございます。

高木委員

ということは、図書館以外はほとんど補助執行に出すという理解をしていたのですが、今の説明で、「次に掲げるもの」に何か残るのか、ちょっと不安になってしまったのです。基本的には図書館は残って、ほかは全部補助執行という理解でよろしいのでしょうか。

副参事（教育経営担当）

そのとおりでございます。

飛鳥馬委員長

ほかはどうでしょうか。

大島委員

ちょっと確認なのですが、補助執行をしてもらうというこの対象は、今までも区長部局のほうでやっていたので、実態的にはさほど変わらないということになるのでしょうか。

副参事（教育経営担当）

文化財保護に関する事務、それから社会教育に関する事務、教育財産の管理に関する事務ですけれども、基本的に教育委員会で行っておりましたので、これら三つの事務について補助執行するということでございます。ただ、旧中野区立東中野小学校の教育財産の使用許可に関する部分については、従来行っておりましたので、それも含めて第1条第(5)号に掲げる教育財産に関する事務を補助執行するというものでございます。

飛鳥馬委員長

ほかはどうでしょう。よろしいですか。

山田委員

確認します。

あくまで今回の措置は、地方自治法に基づく教育委員会の権限のうちの以下のものを補助執行させるということであって、主たる権限はまだ残っているという理解でよろしいですね。

副参事（教育経営担当）

教育委員会に残っているので補助執行をするということでございます。

飛鳥馬委員長

よろしいでしょうか。

質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

それでは、挙手の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第14号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員賛成）

飛鳥馬委員長

全員賛成ですので、原案どおり決定をいたします。

<日程第4>

飛鳥馬委員長

日程第4、第15号議案「平成23年度使用教科用図書（一般図書）の採択について」を上程いたします。

議案の説明をお願いします。

指導室長

それでは、第15号議案「平成23年度使用教科用図書（一般図書）の採択について」、ご説明申し上げます。

去る8月6日に特別支援学級で使用いたします教科用図書、教科書につきましては、裏面にごございます学研教育みらいが出しております『ニューワイド学研の図鑑 人のからだ』ということでご採択をいただきましたが、これが増補改訂版ということで新年度から発行されることになりました。ご採択いただいたものが供給不能ということで、新たにこの増

補改訂版のほうをご採択いただくというものでございます。よろしくお願いいたします。

飛鳥馬委員長

それでは、ただいま上程中の議案につきまして質疑がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

それでは、挙手の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第15号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

飛鳥馬委員長

全員賛成ですので、原案どおり決定します。

以上で議決案件の審査が終了しました。

<報告事項>

飛鳥馬委員長

それでは、報告事項に移ります。

<委員長、委員、教育長報告事項>

飛鳥馬委員長

まず、委員長、委員、教育長報告ですが、私のほうからの報告は今週はございません。

では、山田委員、お願いします。

山田委員

私は、2月28日に、学校医を務めています東京大学附属中等教育学校で学校保健医会がありましたので、出席いたしました。1年間の児童・生徒の健康のぐあいのことなどの発表が保健主任のほうからありました。最近、学校の中では特にクラブ活動における事故といえますか、けがが多いという傾向がありました。あと、ことは、幸い、インフルエンザによる学級閉鎖は1クラスのみということでありまして、昨年度に比べると非常に少なくなっております。しかしながら、これは別の話ですけれども、ここに来て、中野区内の小学校を中心に、低学年では、恐らくB型のインフルエンザの流行に伴う学級もしくは学校、学年閉鎖。具体的には、今、野方小、白桜小あたりが日に日にふえていますか、拡大しているのでちょっと心配かなと思うのですけれども、東大の中学校以降の子どもたちは比較的少なかったということでございます。いわゆるスポーツ傷害などで、

保険でやる請求事務につきましては、今、東京都は中学校3年生までは医療費が無料というところもありまして、その請求がなかなか保護者にご理解いただけないこともあるのですが、事故などで後遺症が関係するような場合には、スポーツ振興センターの保険を使うほうが、後々のことも考えればということで、もう少し学校を挙げての保護者への啓発活動が必要なのではないかなと思っております。

またもう一つは、近い将来的に、東大附属は体育館などの建て直しがあって、中野区のほうの防災公園用地ということでかわってくるということで、その辺に対しての今後の周知が必要であるというようなことのお話がありました。

それから、3月2日水曜日の午後、前にもちょっとお話ししましたけれども、厚生労働省の主催で、いわゆる白血病ウイルスのHTLV-Iの母子感染予防対策の全国研修会が東京を会場としてございまして、代々木のビジネスセンターにおいて開催されましたので、東京都の医師会を代表してこの研修会に参加してまいりました。なかなか難しい話でございまして、HTLV-I (Human Adult T cell Leukemia Virus-I) による総合対策が国のほうの重点施策として予算化されてございまして、感染予防の対策と発症者予防の対策、医療体制の充実、この病気に対しての啓発ということが大きな柱でございまして。

感染予防対策につきましては、東京都でもこの4月以降は妊婦健診の受診票の中にHTLV-I抗体検査を義務づけております。それが4月から始まるということです。全国でHTLV-Iのキャリアと呼ばれている方たちが約107万人、そのうちの17%が東京にも偏在する。20年ほど前までは、西日本、九州地区のほうでの限られた地区での感染ではないかと言われていたのですけれども、その後の調査で全国的に少しずつふえているというか、全国に拡散しているということで今回の事業になったわけでございます。ですから、東京でも恐らく20万前後の方がキャリアとして存在するというところで、それに対しての感染予防ということで抗体検査を実施するというところでございます。

実際には、HTLV-Iが体内に入りますと、40年とか50年たったところでATL、Human T cell Leukemiaということで発症するわけで、その予後は非常に悪い。あと、ごくまれには、難病の指定であります頸椎麻痺という、寝たきりになってしまうような病気を引き起こすことがあります。あと、ぶどう膜炎を起こすという、三つの発症のことがあります。

感染予防対策としては、ほとんどが母乳感染なのですね。ということで、もしお母様がそういったキャリアであった場合に、直接母乳をしますと、20%の確率でうつしてしまう。母乳をやめても2%ぐらいの母子感染があるということで、そういった母子感染予防とい

うことが大切だと思いますけれども、母親にとってみて、母乳を与えられないということは非常に苦しいであろうと。もちろん、ご主人様の理解も得なければいけませんし、ご家族、おじいちゃん、おばあちゃんも、何で母乳が与えられないのだということとか、そういったカウンセリングの体制を整えなければいけないということでの研修会でございます。

東京都の研修会はこの土曜日に開催されますけれども、中野区でも、地域でこういった方たちが出たときの対応については、子ども家庭部の方とも一緒に少し勉強会をしなければいけないのかなというふうに考えております。

私からは以上でございます。

飛鳥馬委員長

では、大島委員、お願いします。

大島委員

今週は特にございません。

飛鳥馬委員長

では、高木委員、お願いします。

高木委員

2月28日月曜日と3月1日、私ども国際短期大学と中野区地域情報担当の共同開催で、初心者パソコン教室「初めてのインターネット」というのを行いました。これは、パソコンの操作が初めての方を対象に、ことしはちょっと時間を短くして、午前・午後の2回、掛ける2日で4回、大体60名ぐらいです。主に年配の方が多かったのですが、初歩から、私どもの専任講師がメインになりまして、中野区の方が補助でついていただいて、楽しく勉強していただきました。

私からは以上でございます。

飛鳥馬委員長

では、教育長、お願いします。

教育長

特にございません。

飛鳥馬委員長

では、各委員からの報告につきまして、質問等がございましたらお願いします。

山田委員

今の高木委員のパソコン教室というのは毎年やっていたいでいるのですか。それから、

パソコンは1人1台使うというのはかなり大変な作業だと思いますし、インストラクターもかなり大変だと思うのですが、その辺、もうちょっとお聞かせいただけますか。

高木委員

ありがとうございます。

平成18年度から継続してやっております、私どもだけではなくて、テラハウスさんもこの3月にやる予定と聞いております。幾つかの区内の学校で、コンピュータがある学校が区と協力してやっています。私どもは5年前からやっています。

当初は、もうちょっと人数を多くやっていたのですが、初心者の方なので非常に手間がかかりまして、例えば学生をサポートでつけたりしたこともあるのですが、ご年配の方が多く、学生ではご機嫌を損ねることもありましたので、15名という少人数で1人1台。私どものコンピュータ室は45台の列が2回転あるので、いっぱい入れれば90人やるのですが、それにはメインの先生が2人とサブの方が20人ぐらいいないとできないので、今そんな形でやっております。

山田委員

たしか数年前にパソコンの事業の国の補助があつて、中野区医師会も手を挙げればということで100台ぐらい買った覚えがあるのです。それで、半額補助だったのです。そのときに、会員がパソコンをいじるのが初めてなので、やりました。大変だったのです。ワードを打とうと思ったら、文字がどこかへ行っちゃったとか、そういうことでインストラクターの方が非常に大変だったのです。パソコンを普及していくのはなかなか……。

もう一つには、インターネット。それは、私たちは新宿まで行って勉強してきたのですが、大変だと思うのですね。でも、こういうことというのは、これから生きていく上で必要かどうかわかりませんが、情報を収集する上で大切なことなので、この辺は生涯学習としては今どんな取り組みをされているでしょうか。

副参事（生涯学習担当）

パソコンについて何か具体的な取り組みというのは区では特にはしておりません。

シルバー人材センターの中で、経験のある方を講師にしてそういう教室を開いたりというようなことはやっておるようですが。

山田委員

実は医療界でも、例えば最近の病院などでは、すべてがパソコン入力なのです。そんなに優秀な看護師さんでも、パソコンに触れていないと、面接の段階でということがあ

のですね。ですから、これからITということ、その辺をどのように普及させていくかは、今の若い世代が育てばということではなくて、今いる現有勢力の中である程度のところまでということを考えていかなければいけないのではないかと。そういった意味では、先生の短期大学の取り組みなどは非常に先駆的ですし、今後、中野区にも大学がたくさん来るので、そういったところとうまくコラボレーションして、区民全体の知的財産としての底上げが必要なのではないかなと思います。

飛鳥馬委員長

山田委員の先ほどのHTLVの話等も含めてですが、ワクチン、予防接種、いろいろあると思うのですが、この前、新聞を見ていたら、予防接種の種類がたくさんあり過ぎて、小児科、あるいは産婦人科の先生ですら、いつ、どれを打ったらいいかちょっと混乱するというので、順番を決めるとかなんとかという学会のお話が新聞に出ていたのです。今、現状では、それを確認する方法は何なのでしょう。保健所から連絡が来るのか、区の保健担当なのか、あるいは母子手帳なのか、いろいろあるかなと思うのですが、確実にできるもの、あるいは親が心配なくそういう情報が手に入れられるものというふうになっているのでしょうか。

山田委員

ありがとうございます。

今、いろいろな取り組みを始めております。一つには、中野区で、新生児訪問事業と言いまして、生まれた赤ちゃんのところに保健師さんとか助産師さんが戸別訪問するのですが、その方たちに、中野区と中野区医師会が相談して決めました1歳3カ月までの標準的な予防接種の打ち方というのをお母さんたちにお示ししておりますが、訪問の時間が短いこともありまして、なかなか……。もし不安な場合には、近くの先生のところ、どのように接種をしていったらいいのかご相談くださいということのお話はしております。

またもう一つには、妊娠中のお母様に対して小児科医を紹介して、その小児科医のほうで、生まれた後の予防接種についていろいろとご相談に乗るといった事業も始めております。ただ、委員長お話のとおり、ここに来まして、恐らくこの4月から中野区も小児用の髄膜炎予防のHibワクチンと小児用の肺炎球菌ワクチンの公費補助が始まります。この対象の子どもたちは生後2カ月以上なのです。2カ月といいますと、生まれてすぐですね。その辺のこともありますので、お母さんたち、いろいろと書物を見てもわかりにくいことが多いので、なるだけ専門医につなげるようなことをやっていかなければいけないという

ふうに感じております。

ただ、たくさんの予防接種が急に日本でふえてしまって、その多くが任意接種ということで保護者負担が発生する。そのために、各区では公費負担を入れて多少軽減をすることになっているのですが、将来的には、一つのワクチンには一つではなくて、多価ワクチンとして、一つの注射の中にいろいろなものが入っているワクチンをつくるのが国としては一つの大きな仕事として残ってくるであろうと思います。

実はアメリカでは生後2カ月に赤ちゃんに打つ予防接種の回数は1回に5種類から7種類。だから、両腕、両足に打っているのですね。日本では、そこまでいけるかどうか。でも、予防接種によって予防できる感染症は防ごうという動きはこれから急に進んでくると思いますので、そういったことで、厚生労働省の予防接種部会が今いろいろと検討して、今年度中には提言をまとめて、場合によっては、予防接種法が改正されて、もう少しわかりやすく、そんなに何回も行かなくてもきちんと予防できるように変わってくる。そういった動きが始まったということによろしいのではないかなと思います。

飛鳥馬委員長

ありがとうございました。

ほかにはよろしいでしょうか。

<事務局報告事項>

飛鳥馬委員長

それでは、次に事務局報告に移ります。

初めに、「学校統合委員会の検討状況について」の報告をお願いいたします。

副参事（学校再編担当）

それでは、お手元の資料、「学校統合委員会の検討状況について」、ご報告させていただきます。

まず、野方小・沼袋小学校統合委員会につきましては、平成23年2月2日の第16回統合委員会をもちまして、既に報告、議決いただいております校名「平和の森小学校」を含め、すべての協議を終了してございます。校名以降に取りまとめられた意見となりますけれども、校章及び校旗につきましては、記載のデザインといたしまして、統合新校と地域との関係を大切にいたしまして、子どもの成長への願いを込めた校章というふうになってございます。

次に、校歌でございます。作詞につきましては野方小学校の元PTAの方、作曲につき

ましてはプロの方に依頼いたしまして、このほど完成したところでございます。

次に、学校指定品等につきましても、当該校での協議を進め、決定していくことの確認がなされたというところでございます。

続きまして、2「丸山小学校・沼袋小学校統合委員会」も同様に、平成23年1月26日の第10回統合委員会をもちまして、「緑野小学校」の校名を含め、すべての協議を終了してございます。

裏面のほうをごらんになっていただきたいと思います。

まず、校章及び校旗につきましても、記載のデザインといたしまして、2枚の樹木の葉を2校に見立てまして、地域と保護者から見守られている姿を象徴しているものというふうになってございます。

2番目の校歌につきましては、作曲が丸山小学校の元音楽教諭の方、作詞が童話作家の方に依頼いたしまして、これも完成したところでございます。

3番目の学校指定品等につきましては、同じく当該校で協議を進め、決定していくことの確認がされてございます。

次に、3番目、中学校の報告をさせていただきます。第九中学校・中央中学校の統合委員会につきましては、平成21年6月より設置してございますけれども、この1月25日に統合新校の校名候補を選定、意見を取りまとめたということでご報告させていただきます。

まず、校名候補の選定の手順でございますけれども、当該中学校と通学区域の関係小学校の生徒・児童・保護者及び地域の方などから募集を行いまして、数回にわたる統合委員会の協議を経まして、応募のあった41校の候補の中から、各委員が3個ずつ選び出しまして、22の候補に絞り込み、それらの中からさらに絞り込んだ結果、このたび、中野区立中野中学校を校名候補としたところでございます。

選定の理由は記載のとおりでございますけれども、主な理由といたしましては、統合新校が設置される場所は中野区の中心であり、所在地は中野区中野でございます。そのことから「中野」がふさわしいのではないかとといった意見でございました。

なお、校名につきましては、今後、教育委員会定例会でご協議いただいた後、中野区立学校の設置及び廃止及び中野区立学校設置条例の一部改正手続をあわせて議案として提案していきたいと考えてございます。

報告は以上でございます。

飛鳥馬委員長

それでは、質問等ございましたらお願いします。

山田委員

「学校指定品等」と書いてございますけれども、例えばどんなものなのか、確認のためもう一度教えていただけますか。

副参事（学校再編担当）

学校指定品でございますけれども、通学帽子、体操着、水泳帽といったものを指定品として考えてございまして、こちらについては、区立学校の統合に伴う学校指定品等支給要綱に基づいて支給させていただくという形で考えてございます。

高木委員

今、中野区野小学校の中で通学帽を指定している学校は何校ぐらいございますか。

副参事（学校再編担当）

今、手持ちの数字はございませんけれども、今回の丸山小学校につきましては通学帽は指定してございませんでした。今回、沼袋小学校が一応通学帽子を指定しているということで、両校で協議いただいた結果、丸山小学校、沼袋小学校のPTAと協議した結果、新しい学校でも通学帽子を学校指定品として決めていこうという判断がされたところでございます。同様に、野方小学校、沼袋小学校につきましても、野方小学校がやはり通学帽子がなかったということで、同様に、統合新校へ向けて通学帽子を学校指定品等にしようというような学校での協議をしていただいて、統合委員会でも判断されたということでございます。

山田委員

指導室にお尋ねしますけれども、通学帽のメリット、デメリットはどんなことがありますか。

指導室長

まずメリットでございますけれども、日射病、熱射病予防ということ、それから、色にもよりますけれども、車等から認識されやすいということ、それから、転んだときのけがの予防ということも通常の帽子ということであると思います。デメリットということは特にご覧ございませんけれども、指導することが必要になってまいります。かぶらなければいけないのだと。特に高学年になってまいりますとかぶりがたがらない。女の子さんなどはそういうところがございまして、そういうところはデメリットというわけではございませんけれども、メリットのほうが大きいのかなというふうには思っております。

高木委員

今の件ですけれども、最大のデメリットは似合わないという場合が……。特に女子で高学年になってきますと、結構かわいい服装をするのですが、それに見合ったような帽子というのはなかなかありませんで、かぶりたがらないかなと。メリットとしましては、今回、紺系の帽子を導入するような話を伝え聞くのですが、ぱっと見たときに、うちの学校の児童だとすぐわかるらしいのです。ですから、社会科見学ですとか遠足とかのときに、遠くから見るとわからない、近くに来れば、「うちの子だ」と、中野の先生は校長先生でもわかるのですけれども、それはすごくやりやすいらしいですね。保護者の中には余り賛成ではない方もいますが、導入して支給する以上はかぶっていただきたいというところでございます。

飛鳥馬委員長

ほかはどうでしょうか。

大島委員

校歌については、もう既にでき上がっているのでしょうか。それともこれからでしょうか。

副参事（学校再編担当）

校歌につきましては両校とも既にでき上がってございます。

飛鳥馬委員長

今の帽子の話ですが、1年生の黄色い帽子というのは、区で支給しているのでしょうか。黄色い帽子をほとんどかぶっていますよね。多分1年生は。

副参事（学校再編担当）

1年生につきましては、交通安全協会から支給されているということで、全校に支給され、かぶっていると聞き及んでございます。

飛鳥馬委員長

わかりました。

では、ほかはよろしいでしょうか。

山田委員

確認ですけれども、統合に伴って、今の学校で使っている校旗などの保存などはどのようにしますか。

副参事（学校再編担当）

これまでの野方、沼袋、丸山の学校の記念品、記念物等につきまして、保存の仕方もございますけれども、例えば大きいものについてはデジタルカメラ等で保管いたしまして、新しい学校の統合新校にメモリアルルームとしてそこで保管していくという形で考えてございます。

飛鳥馬委員長

ほかはよろしいですか。

<事務局報告事項>

飛鳥馬委員長

それでは、次の事務局報告に移ります。

「第九中学校・中央中学校統合新校校舎建築基本設計について」の報告をお願いします。

副参事（学校再編担当）

それでは、お手元の「第九中学校・中央中学校統合新校校舎建築基本設計について」、ご説明いたします。

まず、こちらの基本設計につきましては、平成22年4月に策定してございます同建築基本構想・基本計画に基づきまして、建築基本設計（案）を策定いたしまして、保護者や地域を対象に説明会等を開催したところでございます。そこで寄せられました意見やご要望を踏まえまして、今回、同建築基本設計を作成したものでございます。

次に、2「説明会等で寄せられた主な意見・要望」でございまして、まず、東側の歩行者通路については、通勤・通学時の自転車往来への対応や通路の明るさなど、通学する生徒の安全対策をきちんとしてほしい、あるいは、校地南側の公園予定地には道路はできるのか、また、学校の校庭として活用も考えているのかといった意見がございました。

南側道路につきましては想定してございませんけれども、安全対策や一体的な利用については、今後実施設計や公園担当との協議の中で要望等を反映していくことといたしました。

また、校庭が利用しやすく、管理上、死角をなくするためには屋外倉庫の位置を南隅へ移動したほうが良いといった意見につきましては、後ほどご説明させていただきますけれども、そういった意見を反映させていただいたところでございます。

次に、緑化についての考えはどうか、また、現中央中学校校地の樹木はできる限り残してほしいといったことにつきましては、この地区でございまして、既存樹木の保護と高い緑化基準値に基づきまして、建築に際しては十分配慮していく予定であること。

また、最後でございますけれども、第九中学校と中央中学校には卒業制作作品等が多数あるので、展示スペースを十分確保してほしい、また、卒業生等が気軽に集まれる場所を確保してほしいといった意見につきましても、校舎内にメモリアルコーナー、あるいは多目的室を設けるなど、地域や卒業生など、多様な会合にも対応できるような設計といたしたところでございます。

3「概要」につきましては以下のとおりでございますけれども、着工については閉校年度の3月から現校舎の解体準備に取りかかるといった予定でございます。

次に、平面図の1ページのほうをごらんになっていただきたいと思います。

まず、1ページにつきましては配置図というものになってございます。先ほど意見、要望でございました緑化計画については、緑の斜線の形で図に落とし込みをさせていただいてございます。また、ご意見のありました屋外倉庫でございますけれども、この斜線の中でございます南西の角に配置したことで死角がなくなり、より開放的なグラウンドになったといったものでございます。

次に、2ページの各階平面図につきましては、前回この場で報告させていただいた内容から変更はございません。

次に、3ページと4ページでございますけれども、こちらについても断面図及び立面図といったものでございます。

最後の5ページにつきましては、左の図が新校舎の全体イメージのパースとなっております。区役所側のほうから眺めたイメージ図といった形でございます。右の図につきましては、2階に配置している図書室でございます。ちょうど正面にある3階へつながる階段と吹き抜け、書架等をイメージしたものでございます。

お手数ですが、1枚目のA4判の5「今後の予定」のほうにお戻りいただきたいと思っております。

5「今後の予定」につきましても、前回ご報告した内容と変更はございません。平成22年度から23年度につきまして実施設計に入り、24年度から25年度について新校舎の建築工事、平成26年4月に新校舎の供用開始といったことで考えてございます。

私からの報告は以上でございます。

飛鳥馬委員長

それでは、質問がありましたらどうぞ。

山田委員

確認ですけれども、今度の新校の正門は早稲田通り側ということによろしいですか。

副参事（学校再編担当）

正門につきましては、今後、学校とも協議していかなければいけない内容でございますけれども、今の段階では、東側の生徒出入り口ということで想定させていただいているところでございます。

山田委員

それからもう1点は、いわゆる体育館棟の設計のことなのですが、このたびのニュージランドの地震などを見ますと、災害の観点からはやはり水が一番大切なのですね。ということで、上のスペースにプールを設けて、体育館に水が供給できるようにするという一つのコンセプトもあるかと思うのですが、今回については上が体育館になっていると。これは恐らく、何かあったときの避難場所になるはずですが、水のこと、例えばプールから吸い上げることができるかとか。一時的にはやはり水が一番大切なのですね。生活用水も含めてですけれども。そういったことでの議論はあったかどうかを教えてください。

副参事（学校再編担当）

実は、そういった委員のご意見等、設計の段階で反映することができるかどうかというような議論もさせていただきました。当然、プールが上層部にあれば、その水を活用できるような現代的なシステムもございますが、そういった意味では、建物的な負荷が非常に高いというような議論と、災害時に、例えばそこの給排水にひびが入ってしまったといった状況について、その活用ができなくなるとか、そういったメリット、デメリットを考慮いたしまして、今回につきましてはプールを地階に置いて、その水を活用するというような形での対応をさせていただいた設計になってございます。

山田委員

全国的には、今、どういう傾向にありますか。

副参事（学校再編担当）

今、全国的な資料は手持ちがないのですが、私の知っている限りでは、近辺で改築を行っている練馬の小学校については、屋上にプールが置いてあるといったところでございます。

山田委員

あともう1点。

プールの仕様の中で、たしか、前、私たちが視察した品川の学校の新しいプールも、水をどんどん入れていったときに、もしあふれたら、プールの水面と床面が、オーバーフローしてプールの水をきれいにしていくような設計になっているのですね。バリアフリーの観点からもということで。要は、汚れた水を吸い取るのにオーバーフローさせてやるほうがきれいになるというようなことを聞いたことがあるのです。その辺も今後……。ここは特に太陽光が入らないわけですから、プールの水の水質管理の面からはそのような設計も必要なのではないかと思うのです。

副参事（学校再編担当）

今回、この新校でつくりますプールにつきましては、今現在、九中で行っている一般開放の温水プールということで想定してございますので、今、委員がおっしゃられたような形での浄化装置等があるのかどうかについても、今後専門の建築部門と協議して相談してまいりたいというふうに考えてございます。今、お答えとしては、そういう形で進められるかどうかというのもちよっと考えさせていただきたいと思います。

山田委員

まだ基本設計の段階ですので、水質管理の面からもそういったことの配慮が必要なのかなと思います。

飛鳥馬委員長

ほかはどうでしょうか。

大島委員

工事期間中の校舎の仕様ということについて伺いたいのですけれども、今、在籍している生徒がいつまでこの校舎を使うのか、いつから使わないようにするのか。それで、工事期間中の仮校舎というのは九中になるのでしょうか。どこで、それをいつまで受け入れるのか、その辺についての計画をお願いします。

副参事（学校再編担当）

今回の統合につきましては、平成24年3月31日で両校が一応閉校という形になりまして、第九中学校の現校舎を活用いたしまして統合新校としてスタートさせていただきます。したがって、現中央中の校舎につきましては平成24年度から解体、そして建設工事という形になりますので、子どもたちへの影響は全くないというふうに考えてございます。

飛鳥馬委員長

ほかはよろしいですか。

大島委員

そうしますと、24年度からは、今度、本来中央中に学区がある生徒は九中に通うということになる。それで、平成26年3月までは九中で受け入れるということでしょうか。

副参事（学校再編担当）

今回の統合につきまして、通学区域が統合によって一緒になりますので、当然、現中央中の通学区域でございました生徒たちは現第九中学校のほうへ通っていただく。そして、平成26年4月に完成後に、逆に第九中であつた通学区域の子どもたちも、現中央中にございます場所にできる新校に通っていただくということでございます。

飛鳥馬委員長

ほかはどうでしょう。よろしいでしょうか。

それでは、事務局報告の三つ目、③に移ります。

「歴史民俗資料館運營業務委託事業者の選定結果について」の報告をお願いします。

副参事（生涯学習担当）

歴史民俗資料館につきましては、来年度から業務を委託ということで事業者の選定を進めてきたわけですが、このほど委託予定事業者が決定いたしましたので、ご報告を申し上げます。名称が株式会社丹青社という会社でございます。これはかなり大手でございます。日本の企画や展示関係をやっている業者の中では非常に大きいというふうに言われております。全国展開をしている会社でございます。

業務委託のスケジュールは、平成23年4月1日からでございますけれども、事務的な準備はもう既に進めておりまして、4月1日から滞りなく事業を引き受けられるようなスケジュールで進めてございます。

以上でございます。

飛鳥馬委員長

それでは、質問等ありましたらお願いします。

山田委員

委託事業者の選定に当たってですけれども、手を挙げた事業者は何社ぐらいございましたか。

副参事（生涯学習担当）

企画提案書を出してきた事業者が5社ございました。

飛鳥馬委員長

ほかはどうでしょうか。

大島委員

関連して。

その中で、今回の業者に決めたメリットとといいますか、決め手みたいなことはどんなところだったのでしょうか。

副参事（生涯学習担当）

まず、提案書が非常に充実したものであった。それと、ヒアリングを行いまして、意欲が非常に感じられた。それから、会社の体制が非常に整っていて、本社が強力にバックアップするというようなことを押し出していた。そんなところだと思います。

飛鳥馬委員長

ほかはどうでしょう。

山田委員

もう1点。

契約期間は5年ですか。

副参事（生涯学習担当）

これは委託なので、基本的には1年ごとということでございます。

飛鳥馬委員長

契約条件の中に、例えば学芸員を何名置くとか、学校の子どもたちが見学に来たときの対応はどの程度やってくれるとか、そういう条件はついているのでしょうか。

副参事（生涯学習担当）

当然、学芸員は必要ですので、きちんと学芸員を置く。考古学、民俗学、その他の歴史という、その学芸員をきちんと置くことという条件は提示してございます。もちろん、子どもたちの見学についてきちんと対応してくれることという条件で企画提案を出していただきまして、それについてかなり充実した提案があったということでございます。

飛鳥馬委員長

出前はありますか。学校に頼まれたら、学芸員が出向くというような。

副参事（生涯学習担当）

そこまでの内容はなかったのですが、これは業者とのこれからの話し合いでそういうことができるかどうかを検討してみたいと思います。

飛鳥馬委員長

ほかはどうでしょう。よろしいでしょうか。

それでは、事務局報告④に移ります。「(仮称)中野区地域スポーツクラブの設立について」の報告をお願いします。

副参事(生涯学習担当)

(仮称)中野区地域スポーツクラブについては、何度かご報告を申し上げたとおりなのですが、このたびようやく設立の段階に至りまして、そのことをご報告申し上げるということでございます。中野区地域スポーツクラブは、将来的には法人化する予定でございますけれども、とりあえずは任意団体で出発するというところで、理事及び評議員の予定者ということで、裏面をごらんいただくと、こんなメンバーで一応スタートを切りたいということでございます。設立総会を開いて、理事・評議員を決めて、事業を進めてくれる事業者を公募するというようなところでございます。

今後のスケジュールでございますけれども、現在、設立総会の日程調整を行っているところでございまして、中旬から下旬には設立総会を開きたいと。第1回の理事会・評議員会を行いまして、3月中に運営事業者の募集を開始いたしまして、4月には運営事業者を決定いたしたいと。そして、5月下旬には運営を開始するというようなスケジュールであります。

以上でございます。

飛鳥馬委員長

それでは、質問がありましたらどうぞ。

高木委員

任意団体ですので、法令の規定はないと思うのですが、役員を見ますと、監事がいませんので、監査というかコンプライアンスはどういうふうにやっていくのかということ。公益社団や公益財団は、最近いろいろありましたし、今非常に厳しくなっていますが、一般社団法人や一般財団法人はそれほど厳しくありませんので、なるべく早く法律でいろいろなところが規定されている団体に移行すべきだと考えております。そのための目標としては、いつごろに法人化する予定なのか、ちょっとお聞かせ願いたいのですが。

副参事(生涯学習担当)

これは、理事及び評議員しか載っておりませんが、監事というものをもちろん置くことになっております。監事は区にその部署がありまして、会計室というところの管理職を当てたいというふうに考えておるわけでございます。それから、税理士会から監事と

して人を出していただきたいというふうに考えてございまして、それについても今後進めていきたいと考えています。

それと、法人化の時期ということでございます。これはまず、任意団体としてスタートしてみまして、これで十分にやっていけるのだというような見きわめがついた段階でやるということで、例えば1年後にやるとか2年後にやるとかということははっきり申し上げられないわけですが、なるべく早い時期にというふうに考えてございます。

飛鳥馬委員長

ほかはどうでしょうか。

教育長

法人化については、私どももなるべく早く法人格をとるべきだというふうに考えておりまして、生涯学習担当のほうでは、事務的にはいつというのはなかなか言いにくいところではあるのですが、来年度から富士見中学校の跡地のほうも施設整備に入ろうという基本計画を策定するという段階になっているのです。富士見中と2カ所運営ということになったら、やはり任意団体ではなく、しっかりした経営基盤を持った法人格を持ってやっていくのが望ましいかなというふうに内部では検討しているところです。

山田委員

確かに法人化に向けた対策は必要かと思いますが、恐らく一般社团的な法人で、非営利型というところで落ちつくのではないかなと思うのですね。公益社団というのは、会費を取ってやるものに関しては非常にハードルが高いので、とりあえず一般社団に向けての討議が必要なのではないかと思います。

副参事（生涯学習担当）

一般社団で考えてございます。

飛鳥馬委員長

ほかはどうでしょう。

スポーツクラブ設立なのでありますが、「中野区地域スポーツクラブ」という名前にすると、スポーツはどこまで入るのでしょうか。裏面をみると、野球連盟、体育指導員、そういういわゆる私たちが考えるスポーツの関係者が多いのですが、前に私、ちょっと言ったように、韓国ではゲームがスポーツ化している、囲碁もスポーツだという考え方がある。もし、そういう人たちがやりたいと入ってきたら、このクラブに入れるのかどうか、今後の課題になると思うのですが、それくらい幅広い考えを持ったほうがいいし、

地域の方がそういうことを言うてくるかもしれないということまでちょっと考えておいたほうがいいのかという気がします。

副参事（生涯学習担当）

そのとおりです。一般的にはスポーツを中心にやるのですけれども、例えばレクリエーションと区別のつきにくいスポーツというのものもあるわけですし、そういったものについて排除するというような考え方は持っておりません。あそこの施設の中で、やれるものはやっていくことを考えていいのではないかというふうに考えてございます。

飛鳥馬委員長

ほかはどうでしょうか。

それでは、「その他」の報告事項はございますか。

指導室長

ございません。

飛鳥馬委員長

それでは、以上で本日の日程を終了いたします。これをもちまして教育委員会第7回定例会を閉じます。ご苦労さまでした。

午前11時05分閉会